

○富士市介護保険条例

平成12年3月24日

条例第21号

改正 平成15年3月26日条例第9号

平成17年11月30日条例第50号

平成18年3月28日条例第21号

平成20年3月24日条例第12号

平成20年9月30日条例第73号

平成21年3月26日条例第14号

平成24年3月29日条例第14号

平成25年3月29日条例第20号

平成25年12月9日条例第53号

平成27年3月30日条例第19号

平成27年3月31日条例第37号

平成27年12月15日条例第65号

平成28年12月13日条例第50号

平成29年3月30日条例第15号

平成29年12月8日条例第41号

平成30年3月30日条例第20号

平成30年6月29日条例第42号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 介護認定審査会（第2条—第3条）

第3章 保険料（第4条—第12条）

第4章 介護保険運営協議会（第13条—第16条）

第4章の2 指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型
介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する基準（第
16条の2・第16条の3）

第5章 雑則（第17条・第18条）

第6章 罰則（第19条—第22条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）その他の法令の規定により、本市が行う介護保険について必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成30年条例20号〕)

第2章 介護認定審査会

(介護認定審査会の委員の定数)

第2条 富士市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、120人以内とする。

(介護認定審査会の委員の任期)

第2条の2 令第6条第1項の規定に基づき条例で定める期間は、3年とする。

(追加〔平成28年条例50号〕)

(規則への委任)

第3条 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 保険料

(保険料率)

第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 3万3,600円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 4万7,040円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万400円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 5万7,120円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 6万7,200円
- (6) 次のいずれかに該当する者 7万5,936円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1

項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(市町村民税世帯非課税者を除く。以下この条において同じ。)又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 8万7,360円

ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 10万4,160円

ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ又は次号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 11万880円

ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ又は次号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 12万4,320円

ア 合計所得金額が700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ又は

次号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 13万1,040円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 14万1,120円

ア 合計所得金額が1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 15万4,560円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万240円とする。

(全部改正〔平成24年条例14号〕、一部改正〔平成27年条例19号・37号・30年20号・42号〕)

(普通徴収に係る納期等)

第5条 普通徴収(法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。)の方法によって徴収する保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

第1期 7月15日から同月31日まで

第2期 8月15日から同月31日まで

第3期 9月15日から同月30日まで

第4期 10月15日から同月31日まで

第5期 11月15日から同月30日まで

第6期 12月10日から同月25日まで

第7期 翌年1月15日から同月31日まで

第8期 翌年2月15日から同月末日まで

2 市長は、前項に規定する納期によることが困難であると認める第1号被保険者について

は、同項の規定にかかわらず、その納期を別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者又はその連帯納付義務者（法第132条第2項又は第3項の規定により、保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に対して、その別に定めた納期を通知しなければならない。

- 3 前2項の規定により定められた納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

（賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の取扱い）

第6条 保険料の賦課期日（法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。）

後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に規定する者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第4条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イの規定に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第4条第6号から第12号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額との合算額とする。

- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てるものとする。

（一部改正〔平成24年条例14号・27年19号〕）

（保険料の額の通知）

第7条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者又はその連帯納付義務者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

第8条 削除

（削除〔平成17年条例50号〕）

（延滞金）

第9条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合において当該納付する保険料の金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該納付する保険料の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該保険料の額に年14.6パーセント（納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間にあっては、年7.3パーセント）の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金の額を加算して納付しなければならない。この場合において、当該延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

2 当分の間、前項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

3 前2項の規定により延滞金の額を算定する場合においては、その乗ずる割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、納期限の翌日から納付の日までの期間の365日に対する割合をもって計算するものとする。

（一部改正〔平成25年条例53号・30年20号〕）

（保険料の徴収猶予）

第10条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においてその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、当該保険料の納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間に限り、当該保険料の徴収を猶予することができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた場合

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその

者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合

- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少した場合
- (5) その他市長が必要と認めた場合

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

（一部改正〔平成27年条例65号〕）

（保険料の減免）

第11条 市長は、保険料の納付義務者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合であつて、その程度が甚大であり、かつ、その者から保険料を徴収することが適当でないとき認められるときは、当該保険料の納付義務者の申請により、その保険料を減免することができる。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(一部改正〔平成27年条例65号〕)

(保険料に関する申告)

第12条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者にあつては、当該資格を取得した日から15日以内）に、当該第1号被保険者及びその世帯に属する者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

第4章 介護保険運営協議会

(設置)

第13条 本市が行う法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画の策定並びにこれらの計画における施策の実施及び評価について協議するため、富士市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(一部改正〔平成30年条例20号〕)

(組織)

第14条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成29年条例41号〕)

(守秘義務)

第15条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(規則への委任)

第16条 この章に定めるもののほか協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第4章の2 指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する基準

(追加〔平成25年条例20号〕、一部改正〔平成27年条例19号・30年20号〕)

(地域密着型介護老人福祉施設の入所定員)

第16条の2 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

(追加〔平成25年条例20号〕)

(指定地域密着型サービス事業、指定居宅介護支援事業、指定地域密着型介護予防サービス事業及び指定介護予防支援事業の申請者の資格)

第16条の3 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(法第8条第23項に規定する複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。

2 法第79条第2項第1号、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

3 前2項の法人の役員等は、富士市暴力団排除条例(平成24年富士市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

(追加〔平成25年条例20号〕、一部改正〔平成27年条例19号・30年20号・42号〕)

第5章 雑則

(事業者に対する指導及び助言)

第17条 市長は、介護サービスの充実に資するため、介護サービスの提供事業者に対し、サービスの提供に関する事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第19条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第20条 法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。

(一部改正〔平成20年条例73号〕)

第21条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1

項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

(一部改正〔平成20年条例73号〕)

第22条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(富士市介護認定審査会の委員の定数を定める条例の廃止)

第2条 富士市介護認定審査会の委員の定数を定める条例(平成11年富士市条例第23号)は、廃止する。

(保険料率の特例)

第3条 平成12年度における保険料率は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,400円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 6,600円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 8,900円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 1万1,100円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 1万3,300円

2 平成13年度における保険料率は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 1万3,300円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 1万9,900円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 2万6,600円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 3万3,200円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 3万9,800円

(納期等の特例)

第4条 平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 第1期 10月15日から同月31日まで
- 第2期 11月15日から同月30日まで
- 第3期 12月10日から同月25日まで
- 第4期 翌年1月15日から同月31日まで
- 第5期 翌年2月15日から同月末日まで

2 平成12年度において第5条第2項の規定を適用する場合には、同項中「別に定めることができる。」とあるのは「10月15日以後において別に定める時期とすることができる。」とする。

3 平成13年度においては、第4期、第5期、第6期、第7期及び第8期の納期に納付すべき保険料率は、第1期、第2期及び第3期に納付すべき保険料率に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の取扱いの特例)

第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料率（次条において「平成12年度通年保険料率」という。）を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次に掲げる額の合算額とする。

(1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料率（以下「平成13年度通年保険料率」という。）を18で除して得た額に、平成13年4月から平成13年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第6条 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。）、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料率は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料率
- (2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料率を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに当該該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料率を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかった場合の平成13年度通年保険料率を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、当該該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料率を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額並びに当該該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料率の3分の2を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料率を3で除して得た額並びに当該該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料率に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料率を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料率を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに当該該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度

通年保険料率を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
(富士川町の編入に伴う経過措置)

第7条 富士川町の編入の日(以下「編入日」という。)前に、編入前の富士川町介護保険条例(平成12年富士川町条例第2号。以下「編入前の富士川町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 2 編入日前に編入前の富士川町条例による介護保険の第1号被保険者であって、編入日以後引き続き市が行う介護保険の第1号被保険者であるもの及び編入日前から引き続き旧富士川町の区域内に住所を有する者で、編入日以後市が行う介護保険の第1号被保険者の資格を取得したものに係る保険料の賦課徴収については、平成20年度分までに限り、編入前の富士川町条例の例による。ただし、納期並びに編入日以後に当該保険料の額及び納期ごとの分割金額を算定する場合に生ずる端数の処理については、この条例の規定による。
- 3 前項に規定する者が、編入日以後に旧富士川町の区域以外の市内の区域に住所を異動した場合における保険料の賦課徴収、納期、当該保険料の額及び納期ごとの分割金額を算定する場合に生ずる端数の処理については、同項の規定を準用する。
- 4 編入前の富士川町条例の規定により課した、又は課すべきであった延滞金及び督促手数料の取扱いについては、なお編入前の富士川町条例の例による。
- 5 編入日前にした編入前の富士川町条例に違反する行為並びに編入日以後にした第2項の規定によりその例によることとされている編入前の富士川町条例に違反する行為及び第3項の規定により第2項の規定を準用することとされている編入前の富士川町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお編入前の富士川町条例の例による。

(追加〔平成20年条例73号〕)

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第8条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間には行わず、同日の翌日から行うものとする。

(追加〔平成27年条例19号〕)

(平成29年度における保険料率の特例)

第9条 平成29年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者 2万8,890円
- (2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 4万4,940円
- (3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 4万8,150円
- (4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 5万4,570円
- (5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 6万4,200円
- (6) 次のいずれかに該当する者 7万2,546円

ア 合計所得金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この条において同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ(市町村民税世帯非課税者を除く。以下この条において同じ。)又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

- (7) 次のいずれかに該当する者 8万3,460円

ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

- (8) 次のいずれかに該当する者 9万9,510円

ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ又は次号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。)

- (9) 次のいずれかに該当する者 10万5,930円

ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適

用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ又は次号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 11万8,770円

ア 合計所得金額が700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ又は次号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 12万5,190円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 13万4,820円

ア 合計所得金額が1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イに該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 14万7,660円

（追加〔平成29年条例15号〕）

附 則（平成15年3月26日条例第9号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市介護保険条例の規定は、平成15年度から平成17年度までの保険料について適用し、平成14年度までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年11月30日条例第50号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月28日条例第21号）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の富士市介護保険条例の規定は、平成18年度から平成20年度までの保険料について適用し、平成17年度までの保険料については、なお従前の例による。

(平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例)

第3条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第1号又は第2号に該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、この条例による改正後の富士市介護保険条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第1号に該当するもの 2万8,700円
- (2) 新条例第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第2号に該当するもの 2万8,700円
- (3) 新条例第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第3号に該当するもの 3万6,100円
- (4) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受ける者（以下「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第1号に該当するもの 3万2,600円
- (5) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及

びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第2号に該当するもの 3万2,600円

(6) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第3号に該当するもの 3万9,500円

(7) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第4号に該当するもの 4万6,900円

2 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号に該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新条例第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第1号に該当するもの 3万6,100円

(2) 新条例第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第2号に該当するもの 3万6,100円

(3) 新条例第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第3号に該当するもの 3万9,500円

(4) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受ける者（以下「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第1号に該当するもの 4万3,500円

(5) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第2号に該

当するもの 4万3,500円

(6) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第3号に該当するもの 4万6,900円

(7) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第4号に該当するもの 5万400円

(平成20年度における保険料率の特例)

第4条 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新条例第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第1号に該当するもの 3万6,100円

(2) 新条例第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第2号に該当するもの 3万6,100円

(3) 新条例第4条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第3号に該当するもの 3万9,500円

(4) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（平成18年介護保険等改正令附則第4条第5号に該当する者（以下「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第1号に該当するもの 4万3,500円

(5) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第2号に該当するもの 4万3,500円

(6) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第3号に該当するものの 4万6,900円

(7) 新条例第4条第1項第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1項第4号に該当するものの 5万400円

（追加〔平成20年条例12号〕）

附 則（平成20年3月24日条例第12号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日条例第73号）

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富士市介護保険条例の規定は、平成21年度から平成23年度までの保険料について適用し、平成20年度までの保険料については、なお従前の例による。

（保険料率の特例割合）

3 この条例による改正後の富士市介護保険条例第4条の規定にかかわらず、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第4号イに掲げる者のうち、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び同年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）の合計額が80万円以下である第1号被保険者の保険料率は、次の表に定めるとおりとする。

平成21年度	平成22年度	平成23年度
3万7,897円	3万9,840円	4万1,732円

4 前項の規定は、要保護者であつて、その者が課される保険料率について、前項の規定が適用されたならば保護を必要としない状態となる第1号被保険者（令第39条第1項第1

号イ（市町村民税世帯非課税者を除く。）、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロに該当する者を除く。）に適用する。

附 則（平成24年3月29日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富士市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成24年度から平成26年度までの保険料について適用し、平成23年度までの保険料については、なお従前の例による。

（保険料率の特例割合）

3 新条例第4条の規定にかかわらず、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第3号イに掲げる者のうち、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び同年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）の合計額が80万円を超え、120万円以下である第1号被保険者の保険料率は、4万1,160円とする。

4 前項の規定は、要保護者であって、その者が課される保険料率について同項の規定が適用されたならば保護を必要としない状態となる第1号被保険者（令第39条第1項第1号イ（市町村民税世帯非課税者を除く。）、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロに該当する者を除く。）に適用する。

5 新条例第4条の規定にかかわらず、令第39条第1項第4号イに掲げる者のうち、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が80万円以下である第1号被保険者の保険料率は、4万8,804円とする。

6 前項の規定は、要保護者であって、その者が課される保険料率について同項の規定が適用されたならば保護を必要としない状態となる第1号被保険者（令第39条第1項第1号イ（市町村民税世帯非課税者を除く。）、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロに該当する者を除く。）に適用する。

7 附則第4項又は前項に規定する第1号被保険者に係る新条例第6条の適用については、同条第3項中「第11号イ」とあるのは、「第11号イ若しくは富士市介護保険条例の一部を改正する条例（平成24年富士市条例第14号。以下「改正条例」という。）附則第4項

若しくは第6項」と、「第11号まで」とあるのは「第11号まで若しくは改正条例附則第4項若しくは第6項」とする。

附 則（平成25年3月29日条例第20号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月9日条例第53号）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の富士市介護保険条例第9条第2項及び第2条の規定による改正後の富士市後期高齢者医療に関する条例附則第4項の規定は、それぞれの延滞金のうち、この条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月30日条例第19号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び第6条第3項の規定は、平成27年度から平成29年度までの保険料について適用し、平成26年度までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日条例第37号）

この条例は、規則で定める日から施行し、改正後の富士市介護保険条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（平成27年富士市規則第46号で、同27年4月10日から施行）

附 則（平成27年12月15日条例第65号）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条第2項第1号及び第11条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

附 則（平成28年12月13日条例第50号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日条例第15号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月8日条例第41号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第20号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、平成30年度から平成32年度までの保険料について適用し、

平成29年度までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年6月29日条例第42号）

この条例は、平成30年8月1日から施行する。ただし、第16条の3の改正規定は、公布の日から施行する。